

八尾市町会加入促進検討会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市町会加入促進検討会議委員設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき設置される八尾市町会加入促進検討会議(以下「会議」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(委員の補充)

第4条 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。

(謝礼)

第5条 設置要綱第6条に定める委員謝礼の額は、会議に出席した日1日につき次のとおりとする。

ただし、市の職員については支給しない。

(1) 学識経験者委員 21,000円

(2) その他の委員 8,000円

(庶務)

第6条 会議の庶務は、人権文化ふれあい部市民ふれあい課が行う。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。